

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、山形県や新庄市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持管理を行う。それ以外の建造物についても、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行うこととする。

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、所有者（管理者）などが行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持・管理を図る。維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴などの調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開活用を図るものとし、公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、それぞれの価値や用途に応じ、可能な限り内部の公開に努めることとする。なお、公開する場合は、所有者の生活などに支障をきたさないよう配慮し、協議のうえ実施することとする。

2. 個別事項

(1) 登録有形文化財（建造物）

登録有形文化財（建造物）については、文化財保護法に基づき適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ保存に努めることとする。

(2) 県及び市指定文化財（建造物）

山形県及び新庄市指定有形文化財（建造物）は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更などの許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障をきたさない範囲で行うこととする。特に、民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) そのほか保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定等文化財でない建造物は、建造物の外観の維持・保存を基本とし、内部の維持・保存にも努めるものとする。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項及び同法施行令第3条第1項に基づく届出が不要な行為は、以下の場合とする。

1	文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
2	山形県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財で、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更などの許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
3	新庄市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定有形文化財で、同条例第12条第1項の規定に基づく現状変更などの許可申請を行った場合、及び同条例第13条に基づく修理の届出を行った場合

届出が不要な行為